

# 山国川水系河川協力団体募集要項

## 1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川協力団体に指定することにより、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進し、河川管理者である国土交通省と河川協力団体の方々と協働で、地域に親しまれ、愛される「魅力のあるいい川」をつくるためのものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

## 2 募集区間

募集区間は、以下の河川の区間とします。

【山国川河川事務所及び耶馬溪ダム管理所管内】（別紙平面図参考）

- ・山国川 下流端（海に至る）～約27.6k  
（右岸：中津市耶馬溪町大字柿坂地先）  
（左岸：中津市耶馬溪町大字大島地先）の国管理区間
  
- ・中津川 下流端（海に至る）～約1.4k  
（山国川からの分派点）の国管理区間
  
- ・山移川他 山国川への合流点～7.5k  
（右岸：中津市耶馬溪町大字山移地先）  
（左岸：中津市耶馬溪町大字笹ヶ谷地先）の国管理区間

申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

## 3 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
  - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草
  - ・ワンド、置き石の設置
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

- ・河川の魚類、植物の生息マップの提供
- ・不法行為の監視、河川利用状況の把握
- ③ 河川の管理に関する調査研究
  - ・河川に生息する水生生物調査、
- ④ 河川管理に関する知識の普及及び啓発
  - ・河川の安全利用講習、防災学習、環境学習
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

## (2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、2. 募集区間及び別紙平面図に示す区間内とします。

## 4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

## 5 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 4 申請資格⑥⑦⑨⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

## 6 募集期間

平成29年10月23日から平成29年12月22日まで

## 7 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒871-0026  
大分県中津市高瀬1851-2  
九州地方整備局 山国川河川事務所 調査課  
TEL 0979-24-0571（代表）

(2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する九州地方整備局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出してください。

## 8 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、九州地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

## (2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
  - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
  - (イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
  - (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
  
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
  - (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
  - (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
  - (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

## (3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

## 9 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。  
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

## 10 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

## 11 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

## 12 問い合わせ先

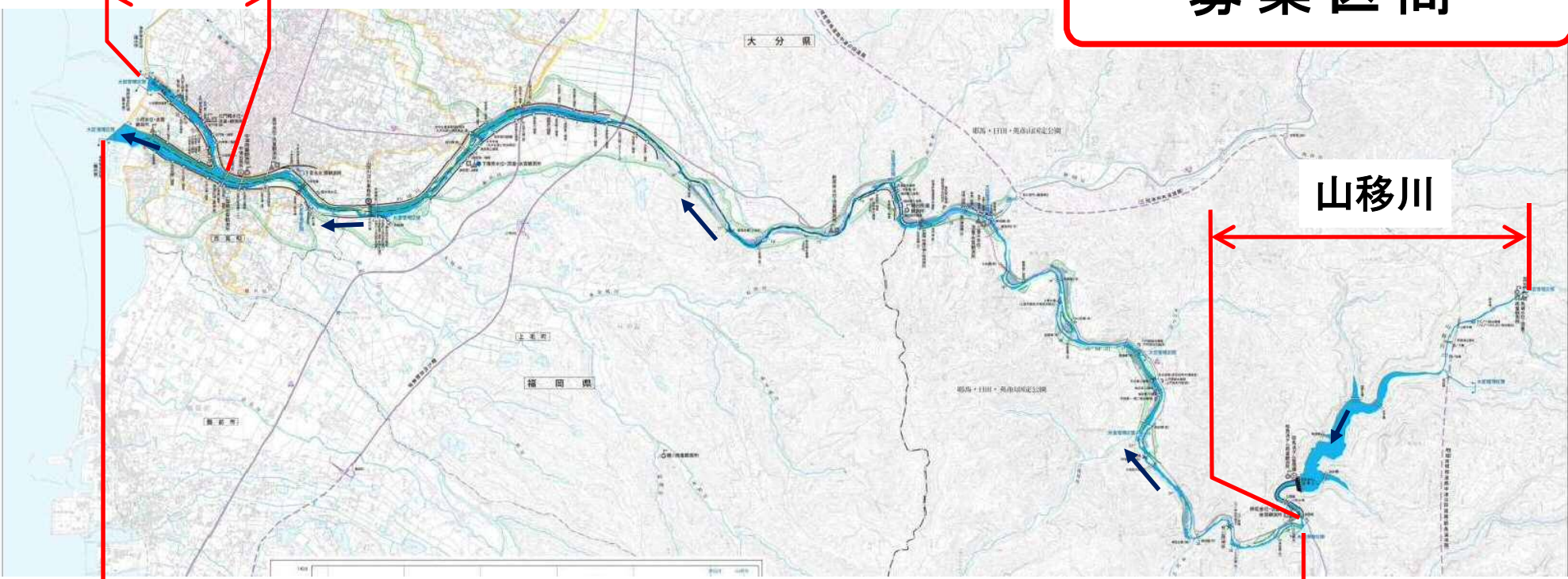
山国川河川事務所 調査課 建設専門官  
TEL 0979-24-0571  
FAX 0979-24-1985  
Eメール yamakuni@qsr.mlit.go.jp

中津川

募集区間

山移川

山国川



(様式第 1 号)

## 河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

九州地方整備局長 殿

(申請者)

住所または  
事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者氏名

印

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

### 添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第 3 第 10 号の要件を満たすことを証する書類
- 7 その他河川管理者が必要と認める書類

## 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書

1. 提出日

・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 法人等名

・法人等名 : \_\_\_\_\_

・代表者名 : \_\_\_\_\_

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・該当する活動の番号に○印を付して、( ) 内に具体的な活動内容と活動区間を記載してください。(複数ある場合は複数記載することが可能です。ただし、活動内容ごとに活動期間を審査しますので、各々分けて記載してください。)
- ・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料(写し)を添付してください。(例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等。)

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

( \_\_\_\_\_ )

活動区間: \_\_\_\_\_川\_\_\_\_k (\_\_\_\_地先) ~ \_\_\_\_k (\_\_\_\_地先)

「平成/昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

( \_\_\_\_\_ )

活動区間: \_\_\_\_\_川\_\_\_\_k (\_\_\_\_地先) ~ \_\_\_\_k (\_\_\_\_地先)

「平成/昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

( \_\_\_\_\_ )

活動区間: \_\_\_\_\_川\_\_\_\_k (\_\_\_\_地先) ~ \_\_\_\_k (\_\_\_\_地先)

「平成/昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

→次のページへ続く



- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

( \_\_\_\_\_ )

活動区間： \_\_\_\_\_川 \_\_\_\_\_k ( \_\_\_\_\_地先) ～ \_\_\_\_\_k ( \_\_\_\_\_地先)

「平成／昭和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

( \_\_\_\_\_ )

活動区間： \_\_\_\_\_川 \_\_\_\_\_k ( \_\_\_\_\_地先) ～ \_\_\_\_\_k ( \_\_\_\_\_地先)

「平成／昭和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・ 該当する番号に○印を付して、( ) 内に具体的な活動内容を記載してください。(複数ある場合は複数記載することが可能です。また、(1) 継続性に記載した活動実績または関連する実績を記載してください。)
- ・ また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください。(例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等) など)

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

( \_\_\_\_\_ )

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

( \_\_\_\_\_ )

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

( \_\_\_\_\_ )

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

( \_\_\_\_\_ )

以上

## 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 法人等名

・法人等名 : \_\_\_\_\_

・代表者名 : \_\_\_\_\_

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・活動する河川の区間と配置人員

※具体的な活動内容・活動する河川の区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

(申請者)

法人等の名称

代表者氏名

(印)

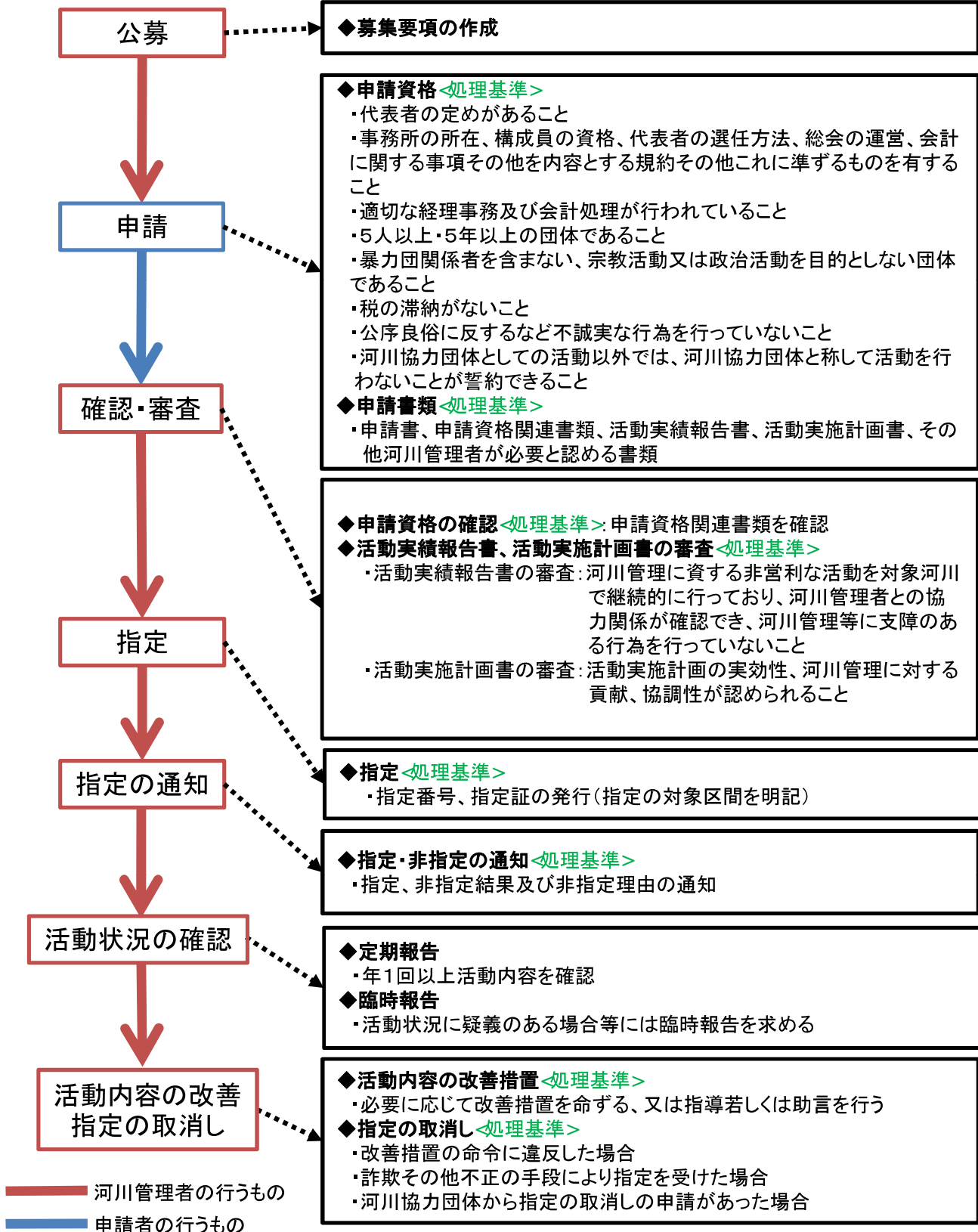
### 河川協力団体の申請資格に係る誓約書

河川協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 3) 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 4) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5) 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないこと。

# 河川協力団体の指定フロー

## 準則のポイント



(別紙)

## 河川協力団体指定準則

(趣旨)

第1 この準則は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体の指定の審査その他の河川協力団体の指定の実務に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2 河川管理者は、本準則に基づき募集要項を作成し、河川協力団体の公募を行うものとする。

(申請資格) (処理基準)

第3 河川協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 代表者が定まっていること。
- 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- 三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- 四 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- 十 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

(申請) (第1項は、処理基準)

第4 河川協力団体の指定を受けようとする法人等は、別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- 一 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- 二 直近数年間の活動実績報告書
- 三 指定後数年間の活動実施計画書
- 四 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 五 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 六 第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号の数期間は、おおむね5年間とする。

(確認及び審査) (処理基準)

第5 河川管理者は、第4第1項により提出された書類に基づき申請資格の確認を行うとともに、第6に基づき、活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行うものとする。

(審査基準) (第1項及び第3項は、処理基準)

第6 第5の活動実績報告書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 継続性 : 直近数年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
- 二 公共性 : 前号の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
- 三 活動姿勢 : 直近数年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

2 前項第1号及び第3号の数期間は、おおむね5年間とする。

3 第5の活動実施計画書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 実効性 : 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- 二 貢献度 : 河川管理に対する貢献が認められること。
- 三 協調性 : 活動に当たって地域(住民、市町村、他の民間団体等)との協調性が認められること。

(指定) (処理基準)

第7 河川管理者は、法第58条の8第1項の規定に基づき、第5の確認及び審査の結果、法第58条の9に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、河川協力団体の指定をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体の指定をした法人等に対し、当該法人等の名称及び活動を行う河川の区間を明記した別記様式第2号を発行し、指定番号を登録するものとする。

(指定の通知) (処理基準)

第8 河川管理者は、河川協力団体の指定をしたとき又は指定をしないこととしたときは、申請をした法人等に対して、その旨を書面にて通知するものとし、指定をしなかった法人等に対しては、その理由を付すものとする。

(活動実施計画) (第1項及び第3項は、処理基準)

第9 河川管理者は、法第58条の11第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を、河川管理者が定めた期日までに提出させるものとする。

2 前項の計画期間は、5年間とする。

3 河川管理者は、法第58条の11第1項の規定に基づき、河川協力団体が活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出させるものとする。

(活動状況の確認)

第10 河川管理者は、法第58 条の11 第1 項の規定に基づき、河川協力団体に対し、年1 回以上、活動の内容について報告させるものとする。

2 前項のほか、河川管理者は、法第58 条の11 第1 項の規定に基づき、河川協力団体に対し、当該河川協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について臨時の報告をさせることができる。

(活動内容の改善) (処理基準)

第11 河川管理者は、河川協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について、法第58 条の11 第2 項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第58 条の12の規定に基づき指導若しくは助言をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合(指定後に第3に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。)には、法第58 条の11 第2 項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(代表者の変更等)

第12 河川管理者は、法第58 条の11 第1 項の規定に基づき、河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに報告をさせるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による河川協力団体の解散の報告があったときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し) (処理基準)

第13 河川管理者は、法第58 条の11 第3 項に規定する場合のほか、河川協力団体が、詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 河川管理者は、河川協力団体から当該河川協力団体の指定の取消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。

3 河川管理者は、河川協力団体の指定を取り消した場合には、書面にて取消しの通知を行うものとする。

4 河川管理者は、第1 項又は第2 項の規定により河川協力団体の指定を取り消した場合には、その旨を公示するものとする。

附 則

この準則は、平成25 年10 月15 日から施行する。

改正後の準則は、平成29 年6 月19 日から適用する。



## 河川協力団体指定証

住所  
事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者氏名

平成 年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、河川法第58条の8第1項の規定による河川協力団体として、下記により指定する。

平成 年 月 日

河川管理者 ㊟

記

指定内容

- (1) 法人等の名称
- (2) 業務を行う河川の区間
- (3) 指定番号

(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。